

第 60 回京都コンテスト規約

JARL 京都府支部、JARL 京都クラブ主催の第 60 回京都コンテストを次の通り開催いたします。このコンテストは非常時に備えての府内及びその周辺の電波伝搬の調査研究、通信技術の向上、アマチュア無線界の友好増進などを目的とし、JARL 京都非常通信協議会の通信訓練を兼ねて実施いたします。

1. 開催日時

2016年2月6日(土) 20:00~2月7日(日) 16:00

バンド毎に開催時間が異なる。

2月6日	20:00~22:00	3.5	MHz帯	
2月6日	22:00~24:00	1.9	MHz帯	
2月7日	8:00~9:00	14/144	MHz帯	
2月7日	9:00~10:00	21/144	MHz帯	
2月7日	10:00~11:00	28/50	MHz帯	
2月7日	11:00~12:00	50/1200/2400/5600	MHz帯	
2月7日	13:00~14:00	7/430	MHz帯	
2月7日	14:00~16:00	7	MHz帯	

2016年2月6日(土) 20:00~2月7日(日) 16:00

周波数(MHz)	2016年2月6日(土)				2016年2月7日(日)									
	20:00	21:00	22:00	23:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00		
1.9			1.9											
3.5	3.5													
7											7			
14					14									
21						21								
28							28							
50							50							
144					144									
430										430				
1200/2400/5600								1200UP						

2. 参加資格

日本国内の全てのアマチュア局/SWL局

3. 使用周波数帯及びモード

上記のアマチュアバンドにおける CW/SSB/FM/AM モード。ただし 3.5~430MHz 帯は JARL 主催のコンテストの使用周波数帯による。

4. 交信(受信)の相手局

京都府内の局 : 日本国内で運用する全てのアマチュア局

京都府外の局 : 京都府内で運用する全てのアマチュア局

SWL : 京都府内で運用する全てのアマチュア局

5. 参加部門(カテゴリコード)

部門		カテゴリコード	
		府内局	府外局
シン グ ル オ ペ	マルチ A	IA	OA
	マルチ B	IB	OB
	マルチ C	IC	OC
	1.9MHz	I19	O19
	3.5MHz	I35	O35
	7MHz	I7	O7
	14MHz	I14	O14
	21MHz	I21	O21
	28MHz	I28	O28
	50MHz	I50	O50
	144MHz	I144	O144
	430MHz	I430	O430
	1200MHz	I1200	O1200
	2400MHz	I2400	O2400
5600MHz	I5600	O5600	

マルチ オペ	マルチ	IM	OM
SWL	マルチ	ISWL	OSWL

- 注1) マルチ A : 4バンド以上のシングルオペマルチバンド  
注2) マルチ B : 3バンド以下の シングルオペマルチバンド  
注3) マルチ C : V、U、SHF帯の シングルオペマルチバンド  
注4) マルチオペマルチバンドに参加したオペレーターは、他のカテゴリには参加できない。

## 6. 交信方法

- (1) 呼び出し 電 話・・・府内局 「CQ京都コンテスト こちらはJA3O×Δ です。どうぞ。」  
府外局 「CQ京都コンテスト こちらは府外局JA3O×Δ です。どうぞ。」  
電 信・・・府内局 「CQ TEST DE JA3O×Δ K」  
府外局 「CQ KT TEST DE JA3O×Δ K」

### (2) コンテストナンバーの交換

京都府内局：電信、電話

RS(T)+市区郡符号(表1参照)+下記の2または3桁の英数字

- ・JARL 京都非常通信協議会の登録者は、3桁の数字(601～799)によるボランティア番号
- ・本コンテスト委員会が指定する特定局は、0から始まる3桁の数字
- ・JARL 登録クラブの社団局は、3桁の登録ナンバー
- ・上記以外の局は運用者名のイニシャル2文字

(例) 59(9)W10603 (京都市山科区(W10)からJARL 京都非常通信協議会のボランティア番号603の局がQRVした場合)

(例) 59(9)W07102 (京都市南区(W07)から登録ナンバー22-1-2のクラブ局がQRVした場合)

(例) 59(9)W04TK (京都市中京区(W04)から京都太郎(TK)さんがQRVした場合)

注) マルチオペ部門でJARL 京都非常通信協議会の登録者が運用する場合は、イニシャルあるいは登録クラブ番号に代えて、運用者のボランティア番号を送出することができる。

京都府外局：電信、電話

RS(T)+都府県・地域等略号(表2参照)+運用者名のイニシャル2文字

(例) 59(9)OST0 (大阪府(OS)から大阪太郎(TO)さんがQRVした場合)

### (3) 交信上の禁止事項

- ・クロスバンドによる交信
- ・同一部門におけるコンテスト中の運用場所の変更
- ・シングルオペの同一または異なるバンドにおける2波以上の電波の同時発射
- ・マルチオペの同一バンドにおける2波以上の電波の同時発射
- ・マルチオペの複数地点からの運用
- ・レピータ等による交信

## 7. 得点及びマルチプライヤー

### (1) 得点

京都府内局： 相手局が京都府内局の時は2点、府外局の場合1点、

京都府外局及びSWL： 相手局が京都府内局の時は1点、府外局の場合0点、

なお、本コンテスト委員会が指定する特定局との交信は、府内参加局、府外参加局いずれの局も5点

### (2) マルチプライヤー

第一マルチ・・・各バンドで得た異なる京都府内の市区郡、都府県・地域等(京都府内局のみ)

第二マルチ・・・各バンドで得た異なるJARL 京都非常通信協議会のボランティア番号及び府内登録クラブの登録番号、本コンテスト委員会が指定する特定局の特別番号

(第一マルチと第二マルチの合計をマルチプライヤーとする。非常通信協議会登録局や登録クラブとの交信によって1交信で同時に複数のマルチプライヤーが発生する場合がある。例：「W10」が未交信で、「W10603」のコンテストナンバーを交信相手からもらった場合、この1交信で「W10」と「603」で2マルチを獲得したことになる。)

注) 当コンテストではJARL 京都非常通信協議会の周知、啓発のためボランティア番号をマルチプライヤーに設定する。

### (3) ニューカマーマルチプライヤー

係数(×2.5)・・・2015年2月8日(第59回コンテスト開催日の翌日)以降に初めて局を開設したシングルオペ

係数(×1.5)・・・2014年2月9日(第58回コンテスト開催日の翌日)以降に初めて局を開設したシングルオペ

係数(×1.2)・・・2013年2月3日(第57回コンテスト開催日の翌日)以降に初めて局を開設したシングルオペ

係数(×1)・・・上記以外

#### (4) 総得点の計算方法

##### a) マルチバンドの場合

[各バンドにおける得点の和] × [各バンドで得たマルチプライヤーの和] × [ニューカマーマルチプライヤー係数]

##### b) シングルバンドの場合

[当該バンドにおける得点の和] × [当該バンドで得たマルチプライヤーの和] × [ニューカマーマルチプライヤー係数]

※総得点の小数点以下の端数は切り上げる。

### 8. 書類の提出

(1) 電子ログを推奨する。郵送で提出する場合には、JARL 制定または同様のログシート、サマリーシートを用い所定の事項を記入。

サイズは A4 または B5 に限る。ゲストオペレーター運用時は実運用者名でサマリーを提出すること。

電子ログは、JARL コンテスト委員会制定の形式とする。

(詳細は JARL 京都府支部 Web <http://www.jarl.com/kyoto/contest/KT/emailent.htm> を参照 )

(2) シングルバンド部門は 2 部門まで提出ができる。マルチバンド部門は 1 部門のみ提出できる。シングルバンド部門とマルチバンド部門の重複提出は認めない。電子ログの場合、訂正等で複数のログ提出があった場合は参加部門ごとの最新のログを有効なログとする。参加部門変更等により前述の提出可能なログ数を越えた場合は、サマリーシートの意見欄に有効とするログがわかるように明記すること。(最初にマルチバンド C 部門に提出したが、その後、シングルバンド 144MHz 部門と 430MHz 部門に変更した場合は、シングルバンド部門とマルチバンド部門の重複提出になる場合があるため。) 紙ログの場合、提出部門毎にサマリーとログを綴じ、書類を明確に分離して提出すること。電子ログの場合は、1 電子メールに 1 部門の提出とする。

(3) チェックログは参加部門のログシートと明確に分けて提出し、サマリーシートの意見欄にチェックログである旨を明記すること。やむなく参加部門のログに混在させて提出する場合は、該当部分の得点を 0 とし、マルチプライヤー欄を空欄として提出すること。またサマリーシートの意見欄に “このログの 7MHz QSO 分はチェックログです” 等、どの部分がチェックログかを明記すること。電子ログの場合は、件名を CALLSIGN:CL とし、提出先アドレスに送付すること。

(4) 同一バンドにおける重複交信(同一局との 2 回以上の交信)は、電波型式が異なる場合も 0 点とする。

(5) サマリーシートとログシートの内容は一致していること。

(6) 入賞対象局については、交信時に記入したログの提出を求めることがある。

(7) マルチオペ部門にログを提出する場合は、意見欄にオペレーターのコールサイン(または氏名)及び資格を明記すること。

(8) ニューカマーマルチプライヤーにて係数(×2.5~1.2)を算入した局については、局免許年月日をサマリーシートの意見欄に明記すること。後日、確認のため、無線局免許状等の提出を求めることがある。なお、コンテスト結果にはニューカマーであることが明記される。

(9) 提出締切日 2016 年 2 月 29 日(消印有効)電子メールの場合はサーバ受信時のタイムスタンプにて判断する。

(10) 提出先 郵送) 〒617-8691 京都向日町郵便局私書箱 21 号 JARL 京都クラブコンテスト係  
電子メール) kt-test@ja3yaq.ampr.org

### 9. 賞

上位局には京都府知事賞などの賞を贈る。また府内外各部門をあわせたスコア順で、60/120/180/・・・以下 60 位毎の局には特別賞(景品)を贈る。複数部門にエントリーした場合はエントリー毎に取り扱うが、特別賞の重複受賞は無い。なお同得点の場合は、最終 QSO 時刻が早い局を上位とする。

### 10. 失格事項

- ・電波法またはこれに基づく命令に違反した場合。
- ・本コンテスト規約に違反した場合。
- ・虚偽の内容報告がある場合。
- ・提出書類などが不備な場合。
- ・その他、本コンテスト委員会が失格と判断した場合。

### 11. 結果発表

JARL 京都クラブ News、JARL NEWS、JARL 京都府支部の Web 等に発表。電子メールにて書類提出の局には電子メールにて個別に結果を送付する。結果の郵送を希望する局は、82 円切手を貼った長形 3 号(120×235)サイズの返信用封筒を同封すること。

### 12. コンテストレビュー

提出されたログ、サマリー情報をもとに参加者の状況を分析し、意見・コメントとともに結果を JARL 京都クラブ News、JARL 京都府支部の Web 等に発表(昨年度の実績は 43 ページ)。コンテスト結果に加えてコンテストレビューを郵送で希望する局は、意見欄に「コンテストレビュー送付希望」と記載の上、82 円切手 6 枚(送付代及び印刷代)と角形 2 号(240×332)サイズの封筒(切手は貼らないでください。)を同封すること。電子メールにて書類提出の局には電子メールにて個別に結果を送付する。なおコンテストレビューにコメント内容の掲載を希望しない場合は、サマリーの意見欄

を空白にするか、希望しない旨を明記すること。

### 13. 参加証

参加証を希望する場合は、82円切手を貼った洋形2号(114×162)サイズの封筒を同封すること。なお、結果及びコンテストレビューの郵送を希望した局にはあわせて参加証を郵送する。この場合、洋形2号のサイズの封筒は不要。

### 14. 後援、協賛

京都府、京都市、京都新聞社、その他

### 15. JARL 京都非常通信協議会について

JARL 京都非常通信協議会については JARL 京都府支部のホームページを参照のこと。

URL は <http://www.jarl.com/kyoto/oso/kyoutei/kyoutei1.htm>

### 16. その他

- ・ その他、不明な点についての問い合わせは必ず SASE または、電子メール(問い合わせ専用アドレス: kt-testqa@ja3yaq.ampr.org) で問い合わせること。電話での問い合わせには絶対応じない。
- ・ 規約・結果・電子ログ提出方法などは JARL 京都府支部のホームページでも見ることができる。なお、コンテスト結果に対する異議の申立、再審査、裁定については JARL 京都府支部のコンテスト規程参照のこと。
- ・ 本コンテスト委員会が指定する特定局の事前公表は行わない。特定局の判断はコンテストナンバーで行うこと。
- ・ 特別に明記されていない事項については京都コンテスト委員会において審議の上取り扱いを決定する。

URL は <http://www.jarl.com/kyoto/contest/kt-test.htm>

表1 京都府内の市区郡符号

福知山市	C02	乙訓郡	G03	北区	W01
舞鶴市	C03	久世郡	G06	上京区	W02
綾部市	C04	相楽郡	G08	左京区	W03
宇治市	C05	綴喜郡	G10	中京区	W04
宮津市	C06	船井郡	G12	東山区	W05
亀岡市	C07	与謝郡	G14	下京区	W06
城陽市	C08			南区	W07
長岡京市	C09			右京区	W08
向日市	C10			伏見区	W09
八幡市	C11			山科区	W10
京田辺市	C12			西京区	W11
京丹後市	C13				
南丹市	C14				
木津川市	C15				

表2 京都府外の都府県・地域等略号

宗谷	S Y	新潟	N I	福井	F I
留萌	R M	長野	N N	石川	I K
上川	K K	東京	T K	岡山	O Y
オホーツク	O H	神奈川	K N	島根	S N
空知	S C	千葉	C B	山口	Y G
石狩	I S	埼玉	S T	鳥取	T T
根室	N M	茨城	I B	広島	H S
後志	S B	栃木	T G	香川	K A
十勝	T C	群馬	G M	徳島	T S
釧路	K R	山梨	Y N	愛媛	E H
日高	H D	静岡	S O	高知	K C
胆振	I R	岐阜	G F	福岡	F O
檜山	H Y	愛知	A C	佐賀	S G
渡島	O M	三重	M E	長崎	N S
青森	A M	滋賀	S I	熊本	K M
岩手	I T	奈良	N R	大分	O T
秋田	A T	大阪	O S	宮崎	M Z
山形	Y M	和歌山	W K	鹿児島	K G
宮城	M G	兵庫	H G	沖縄	O N
福島	F S	富山	T Y	小笠原	O G